

令和7年3月27日
総務部総務課
行政情報サービスセンター
担当：宮本
内線：3380
外線：225-1236

石川県個人情報保護審査会の答申について（答申第58号）

石川県知事が石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）第37条第1項に基づき令和4年11月15日付けで行った審査請求に係る諮問に対し、本日、石川県個人情報保護審査会から下記のとおり答申がなされましたので、条例第47条の規定により公表します。

（※）条例第47条（答申書の送付等）

審査会は、第37条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

記

[児童記録票一部開示事案（答申第58号公表用）](#)

（石川県個人情報保護審査会ホームページ「答申一覧」）